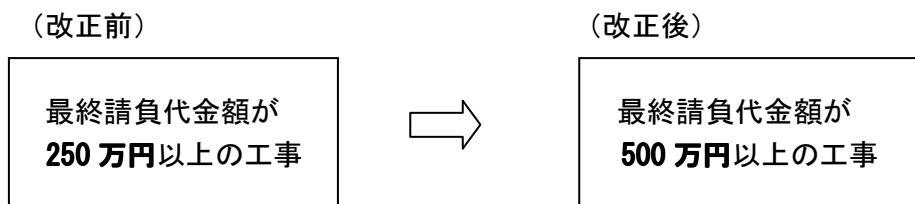


平成 28 年度廿日市市建設工事成績評定要領の改正について（お知らせ）

1 改正概要

○評定対象の変更（第 2 条関係）

成績評定制度の目的である「公共工事の品質確保及び技術水準の向上、受注者の適正な選定及び指導育成」に支障のない範囲で工事事務の簡素化を図るため、評定の対象となる**工事金額を引き上げます**。



※なお、今回の要領改正による「工事成績評定表及び工事成績評定点の考査項目別運用表（平成 25 年 5 月 20 日改正）」の変更はありません。

2 対象工事（適用年月日）

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する建設工事より適用します。

【問合せ先】
建設部建設総務課
担当：技術管理係
TEL (0829) 30-9171